

令和4年度

新たな給食センターの整備に係る

PFI手法の活用に関する要望書

相模原商工会議所

令和4年10月18日

相商工発第 143 号
令和 4 年 10 月 18 日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原商工会議所
会頭 杉岡 芳樹

新たな給食センターの整備に係る P F I 手法の活用に関する要望について

相模原市におかれましては、日ごろから市民生活の向上のため、市内産業の振興に尽力されますとともに、相模原商工会議所事業にご指導・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響や円安、原油・原材料の高騰による物価高など、社会経済活動の正常化が見通せない状況が続いております。そのような中で、商工会議所法に基づく市内唯一の地域総合経済団体である相模原商工会議所では「活力あふれる中小企業と元気な地域の実現」を目指して、民間企業の挑戦を後押ししながら、本市経済のさらなる活性化に取り組んでいるところでございます。

こうした中で、相模原市では中学校給食の全員喫食実現のための取り組みが「学校給食改革本部」により進められ、その実現のために新たな給食センターを市内に最低 2 箇所以上設置することが検討されていることかと存じます。

つきましては、新たな給食センターを整備される場合には、民間活力の活用と地域産業振興の観点から、P F I 手法を用い、S P C（特定目的会社）の組成等において中小企業を含めた地元企業の参画が可能となるよう、下記のとおり要望を取りまとめましたので、特段のご対応を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

I. 新たな給食センターの整備手法について

II. 新たな給食センターの整備に係る地元企業等の参画について

I. 新たな給食センターの整備手法について

1. P F I 手法は、設計・建設から維持管理・運営まで一括して発注することで、民間企業の発想力と創意工夫が生かされ、質の高い公共施設の整備が実現できるとともに、さらに、一括発注することにより行政側のコストも削減できる大きなメリットのある手法でございます。

つきましては、「相模原市 P P P / P F I 手法導入優先的検討方針」に基づき、P F I 手法の導入を積極的に取り図られたい。

2. P F I 手法は、資金力や信用力に勝る大手企業にとっては、新たな業務受注機会となっているものの、それ以外の中小企業、地元企業にとっては、受注・参画が厳しい状況です。

つきましては、地元企業の受注機会の減少につながらないように、相談窓口の設置や地元企業を対象としたノウハウ習得のための勉強会を開催するなど、特段のご配慮をいただきたい。

II. 新たな給食センターの整備に係る地元企業等の参画について

1. 「相模原市 P P P / P F I 地域プラットフォーム」をはじめとした、公民連携の取り組みを一層推進し、情報の共有化と S P C の組成に向け地元企業等を中心としたネットワークづくりにご支援いただきたい。
2. 「地元企業の人材育成への寄与」「県税・市税の増収への寄与」「地域の雇用の確保」等、地元企業は、地域経済に様々な波及効果をもたらす観点から、整備手法に拘わらず地元企業の受注機会の確保が図られるようご配慮いただきたい。

以上

(本件担当)

産業振興課

電話 042-753-8136